

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の  
一部を改正する政令案について

**1. 背景**

- 船舶からの油、廃棄物等の排出については、「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約」（マルポール条約）により国際的な規制が合意され、具体的な規制の内容を定める同条約の各附属書が国際海事機関（IMO）の海洋環境保護委員会（MEPC）において定期的に改正されている。
- マルポール条約について、我が国では、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（海防法）を中心に担保をしており、我が国領海及び排他的経済水域にある船舶のほか、所在を問わず日本国籍船舶に適用している。
- 今般、マルポール条約の附属書I及びVの規定が所定の要件を満たして一部の海域について発効することとなり、また、附属書I及びVIが改正されたことから、これらを担保している海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（海防法施行令）について所要の改正を行う必要がある。

**2. 概要**

(1) 附属書I第43A規則の改正に伴う措置（第1条の11）

海防法第5条の3第3項及び海防法施行令第1条の11の規定により、油が水温その他の自然的条件により滞留することによる汚染を防止する必要がある海域として南極海域が定められ、重質油を積載した船舶を航行させてはならないこととされている。今般、当該海域として北極海域を追加し、同海域における重質油を積載した船舶の航行を禁止する。

(2) 附属書VI第14規則の改正に伴う措置（第11条の10）

海防法第19条の21第1項及び海防法施行令第11条の10の規定により、船舶において使用する燃料油について海域ごとの基準が定められており、通常の基準に上乗せした特別の硫黄分濃度の基準を適用する海域として4海域が定められている。今般、当該海域として地中海排出規制海域を追加し、同海域において使用する燃料油中の硫黄分濃度の基準を強化する。

(3) IMO決議MEPC.381(80)の実施（別表第1の5）

海防法第4条第1項の規定により油の排出が禁止されているところ、同条第3項及び海防法施行令第1条の10第1項各号の規定により、別表第1の5に定める8海域以外の海域については、一定の基準に従ったタンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出が認められている。今般、別表第1の5に定める海域として紅海海域及びアデン湾海域を追加し、これらの海域にお

ける当該水バラスト等の排出を禁止する。

(4) IMO決議MEPC. 382 (80)の実施(別表第2の2、別表第3)

海防法第10条第2項第2号並びに海防法施行令第4条第2項及び別表第2の2の規定により、日常生活系廃棄物(食物くず)について、海防法第10条第2項第3号並びに海防法施行令第4条の2第2項及び別表第3の規定により、通常活動系廃棄物(貨物倉洗浄水等)について、それぞれの船舶からの排出についての海域ごとの基準が定められており、バルティック海海域等の7海域においては通常の基準に上乘せした特別の基準を適用することとされている。今般、当該海域として紅海海域を追加し、同海域における当該廃棄物の排出の基準を7海域と同等に改める。

(5) 海洋施設からの廃棄物の排出の基準の見直し(第9条の6)

海防法第18条第2項第2号並びに海防法施行令第9条の6第1項及び別表第4の規定により、海洋施設からの日常生活系廃棄物(食物くず)の排出について海域ごとの基準が定められている。一方、現行規定においては国際約束を担保する部分と我が国独自の基準である部分とが混在しているうえ、我が国独自規制の部分も食物くずの易分解性に照らして過剰な規制となっている。このため、規定を適正化するとともに、我が国独自の基準である部分について、我が国周辺海域に関する部分を除き、規制を解除する。

**3. スケジュール(予定)**

閣	議：令和6年5月31日(金)
公	布：令和6年6月5日(水)
施	行：
	(1) 関係 令和6年7月1日(月)
	(2) 関係 令和7年5月1日(木)
	(3) 関係 令和7年1月1日(水)
	(4) 関係 令和7年1月1日(水)
	(5) 関係 令和7年1月1日(水)